



## 「金融経済講演会」を開催しました(2月21日<日>)

2月21日(土)、大分県労働福祉会館ソレイユにおいて、いちのせ かつみ 氏を講師に「おもしろく生きよう！人生100年を豊かにする生活設計」と題して「金融経済講演会」を開催し、約230名の方が参加しました。講演の要旨は以下のとおりです。

人間が幸せに生きていくためには、“健康・生きがい・良好な人間関係・お金”が必要である。しかしながら、お金については、人前で話すのは気が引けるし、勉強もしない人が多いため、騙されやすい。

自分は知っていると思うことも、改めて聞かれると答えられないことも多い。例えば、クーリングオフについては、多くの人が「自分は知っている」と思うだろうが、具体的な事例について聞かれるとほとんどの人は答えられない。

自分は知っていると勝手に思い込んでいることは実は大変怖いことで、自分は知らないということを知り、常にそれを自分に言い聞かせておくことが大事である。

また、振込め詐欺についても、“他人事”だと思っている人が多い。この中にも変な電話が掛かってきたことのある人は1割以上いると思うが、「ひょっとしたら自分にも掛かって来るかも知れない」と思う人は少ない。

騙されないためには、色々なことを“他人事”だと思わず、知識を身につけていくことが重要。

70歳以上の方に、「あなたはこれから何を大切に生きていきたいですか」と聞くと、男性と女性では考え方に違いがあって興味深い。男性は、1位が「夫婦のだんらん」、2位が「子や孫とのだんらん」、3位が「自分の趣味」であるのに対して、女性は1位が「自分の趣味」、2位が「地域との交わり」、3位にやっと「子や孫とのだんらん」が出てくる。

男性が家族愛や絆を求めているのに対して、女性は自立して生きていきたいという願望を持っている。このため、詐欺のテクニックも、男性に対しては何回も付き合い絆を深めてから騙そうとする一方、女性に対しては自立を助けるような手口で騙そうとする傾向がある。

また、最近は金銭教育の必要性も高まっており、この背景には世の中が便利で豊かになったことと合わせて、給与振込みなどによりお金の流れが子どもの目に触れなくなっていることがある。給料は、お父さんが一生懸命働いてもらったものであるということ子どもは知らない。

子どもに対する一番の金銭教育は、親の姿を見せることである。例えば、買い物に連れて行き、中身や金額を検討しながら、こだわって買う姿を見せることが大切である。親がきちんと見本を見せれば子どもは変る。

これからの子育ては金銭的にも大変であるかも知れないが、親が何でもしてあげることが必ずしも子どもにいい結果として出ている訳でもなく、親のお金に頼らず、自分の力で学校に行けるような子どもに育てることもひとつの方法である。

日本人は一度立てた計画を変更できない人が多いが、このような変化の激しい時代には、生活設計は状況に応じて変えることが必要であり、また、ひとつの方法で固めようという考え方ではなく、これもありあれもあろうといった複数の選択肢を用意する考え方も重要である。いずれにしても、これからはお金というものがより大事になり、ひとりひとりが真剣に考えないといけない時代になってきていると思う。

最後に、日本人は「みんながやっているとおりにやる」ことを重要視する国民性である。だからこそ騙されたり危ないケースも出てくることと思う。今後ますますややこしい世の中になるかもしれないが、そういうところに上手く対応しながら、知恵をもって生きて頂きたい。



## 消費者ホットラインが開設されました！

より身近な消費生活相談窓口へつながる全国共通の相談ダイヤル「消費者ホットライン」が開設されました。

消費生活での各種トラブルに直面した際に、消費者ホットラインに電話をかけると、その解決のための助言やあっせんを行う身近な市町村相談窓口や県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)に年末年始、土、日、祝日を除いてつながります。

**電話番号は 0570-064-370「守ろうよ、みんなを！」**



お悩みの方は、まずお電話ください。

- ・受付時間外の場合は、ガイダンスにより電話番号、受付時間の案内をします。
- ・土、日、祝日は、国民生活センターにつながる地域があります。
- ・固定電話でも携帯電話でも使用できますが、IP電話など一部の電話は利用できません。
- ・悪質商法による被害、多重債務、安全性を欠く製品の相談などに対応します。
- ・行政相談、労働相談等には対応できません。
- ・生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは警察・消防にご連絡ください。
- ・通話料金は、ガイダンスが流れている間はおかかりませんが、相談窓口につながった時点からおかかりします。

## 貸金業法改正による総量規制が導入されます

平成18年12月に貸金業法が改正され、段階的に施行されています。平成22年6月を最終期限として完全施行されますが、多重債務問題の解決を目的として、**総量規制**が導入されます。

**総量規制**とは

- 借り手の年収を基準とした借入枠を設定する制度です。貸金業者には借り手の返済能力の調査が義務づけられるようになります。
  - ・ 自社からの借入残高が50万円を超える貸付
  - ・ または、他社からの借入も含めて総借入残高が100万円を超える貸付の場合には、年収等の資料の取得を義務づけられ、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付など、返済能力を超えた貸付が禁止されます。
- 専業主婦(主夫)の借入は配偶者と合わせた年収の3分の1までとなり、借入するには配偶者の同意と、配偶者の収入証明書の提出が必要となります。
- 日本貸金業協会の調査では、消費者金融の利用者の約半数が、年収の3分の1を超える借入残高があるそうです。そのような場合は、追加の借入はできないようになります。
- 収入の中から計画的に返済できないようになった場合は、できるだけ早くご相談ください。

**[九州財務局 大分財務事務所 多重債務相談専用電話番号 097-532-7188]**

- なお、銀行等からの借入、不動産や自動車購入のための借入、個人事業主向けの貸付、クレジット払いの買い物等は含まれません。

## 大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>